

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

えんたきのうがたじぎょうしょ  
うぶみ苑多機能型事業所

しゅうろうけいぞくしえんびいがた  
(就労継続支援B型)

# えんたきのうがたじぎょうしょ うぶみ苑多機能型事業所

## しゅうろうけいぞくしえんびいがた (就労継続支援B型)

あなたに対する就労継続支援B型サービス提供開始にあたり、厚生労働

省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	しゃかいふくしほうじん とつとりふくしがい 社会福祉法人 鳥取福祉会
所 在 地	とつとりけんとつとりしまとば ちょうめ ばんち 鳥取県鳥取市的場2丁目1番地
電 話 番 号	0857-51-7272
代表者氏名	りじちょう まつしたとしひこ 理事長 松下稔彦
設立年月	しょうわねんがつ 昭和53年7月

### 2. 利用施設

事業所の種類	しゆるい 指定就労継続支援B型
事業所の名称 (事業所番号)	えんたきのうがたじぎょうしょ うぶみ苑多機能型事業所 (3110101023)
事業所の所在地	とつとりけんとつとりしこやまにし ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山西1丁目516-3
連絡先	0857-28-5741

管 理 者	谷口 伸一
サービス管理責任者	中村 亜希子
サービスの実施地域	鳥取市
主たる対象者	知的障がい者
定 員	24名
開設年月日	平成23年4月1日

### 3. サービスの目的・運営方針

もく的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめの細かな就労継続支援B型のサービスを提供します。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

建物	構造	鉄骨平屋建1棟 軽鉄骨平屋建1棟 木造平屋建2棟
	敷地面積	1,904.5 m <sup>2</sup>

	のべゆかめんせき 延べ床面積	779.52 m <sup>2</sup>
--	-------------------	-----------------------

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
機能訓練室	1室	
調理実習室	1室	
作業室	4室	
医務室・相談室	1室	
食堂	1室	
厨房	1室	
更衣室	2室	
シャワー・浴室	3室	

5. サービス提供職員の設置状況

4. 職種	員 数	職務内容
管理者	1名 (常勤)	従業員及び業務の管理等
サービス管理責任者	1名 (常勤)	サービス管理全般等
職業指導員	1名以上 (専従1名)	職業訓練に関する支援等
生活支援員	1名以上 (専従1名)	日常生活上の支援
目標工賃達成指導員	1名以上 (専従1名)	目標工賃の達成に向けた取組み

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	
サービス管理責任者	
職業指導員	8:30~17:15
生活支援員	
目標工賃達成指導員	

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間

は休業）

営業時間：8:30～16:30まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

<p>くん 訓 れん 練</p>	<p>いっぱんしゅうろう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</p>
<p>じつしゅうおよ きゅうしょくかつどう 実習及び求職活動 とう 等の支援</p>	<p>こうきょうしょくぎょうあんていじょ しようがいしゃしゅうろう せいかつせんせんた 一 公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター とう かんけいきかん れんけい と しょくばじっしゅう じっし 等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施 きゅうしょくかつどう しえん じっし しょくばていちやく ため しえん や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を おこな 行います。</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>せいさんかつどう きかい ていきょう 生産活動の機会を提供します。</p> <p>① ビルクリーナー かみかこう ② 紙加工 けいかこう ③ 軽加工 た せいさんかつどう ぶつぱん じよそう えいのう ④ その他生産活動(物販、除草、営農) ちんぎん しはらい &lt;賃金の支払&gt; じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差 ひ がく そうとう きんがく ちんぎん せいさんかつどう し引いた額に相当する金額を賃金として、生産活動に じゅうじ りょうしや しはら 従事している利用者に支払います。</p>
<p>ほうもんせん 訪問支援</p>	<p>じょうじ りょう りょうしや しんしん じょうきょう 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況 へんか かいじょうれんぞく りょう ばあい の変化により、5日以上連續して利用がなかった場合 きよたく ほうもん りょう じょうきょう かくにん つき かい げん ど は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度 どうい うえ しえん おこな として同意の上で支援を行います。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>ひつようじ 必要時のバイタルチェックや投薬その他必要な管理、 とうやく た ひつよう かんり</p>

	記録を行います。協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。

## (2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望により、栄養や嗜好に配慮した食事を提供します。</li> <li>契約書にて給食提供の要否について確認を行います。</li> </ul>	400円 (1食)
生産活動等	生産活動に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教養娯楽費等</li> </ul>	実費

## <サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」

の項目をご参照ください。

○利用負担額【訓練給付費支給対象】＊利用者負担は要した費用の1割。

1日あたりの料金	金額	備考
① 就労継続支援B型サービス費 (I)	6,370円	職員配置基準6：1以上 平均工賃額に応じて
② 初期加算	300円	利用開始日から起算して30日以内
③ 利用者負担上限額管理加算	1,500円	事業所が利用者負担額合計額の管理を した場合
④ 食事提供体制加算	300円	収入が一定額以下の利用者に対し 事業所が食事を提供した場合
⑤ 福祉専門職員配置等加算 (I)	150円	介護士等の有資格者が35%以上
⑥ 欠席時対応加算	940円	直前の利用キャンセル時、月4回まで
⑦ 目標工賃達成指導員配置加算	400円	目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が5：1以上
⑧ 目標工賃達成加算	100円	平均工賃額に応じた報酬体系
⑨ 送迎加算(II)	100円	1回の送迎で平均10人以上利用又は週 3回以上送迎を行っている
⑩ 福祉・介護職員待遇改善加算	9.3%	福祉・介護職員等の賃金改善等を実施 している 「キャリアパス要件」及び「職場改善

		環境等要件」を満たしている
--	--	---------------

### (3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の  
当日10時00分までに当事業所までお申し出ください。  
尚、サービス利用日の当日10時00分までに申出のない場合は、キャンセル  
料を頂く場合があります。

キャンセル料(食事の実費相当額) 1日あたり	400円
------------------------	------

### (4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、  
請求した月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、  
利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報につ  
いては契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行いま  
す。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡

調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の  
同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

りょうしゃ 利用者のかかりつけ医療機関	いりょうきかんめい 医療機関名：  しんりょうか 診療科：  しゅじい 主治医：  しょざいち 所在地：  でんわばんごう 電話番号：
きんきゅうれんらくさき① 緊急連絡先①	じゅうじょく 住所：  でんわばんごう 電話番号：  しめい 氏名：  つづきがら 続柄：
きんきゅうれんらくさき② 緊急連絡先②	じゅうじょく 住所：  でんわばんごう 電話番号：  しめい 氏名：  つづきがら 続柄：

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その際、病院受診にかかる費用については、利用者にご負担していただきます。

また、サービスの提供にあたり当事業所の過失により利用者の生命・身体・

財産に損害を与えた場合は、当事業所がその損害を賠償します。

## 11. 衛生管理等

感染症及び食中毒の発生予防及び蔓延防止のための指針を整備し、対策

を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を行いま  
す。また、研修及び訓練を定期的に実施します。

## 12. 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価を実施した場合、評価について公表します。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 13. 要望・苦情・虐待等に関する相談窓口

当事業所苦情 ご利用相談窓口	・窓口担当者 福田昌美・中村亜希子 ・ご利用時間 8:30~ 17:15 ・電話番号 0857-28-5741 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出 ください。
-------------------	--

だいさんしやいいん 第三者委員	きのしたしゅんじ 木下俊児	でんわばんごう 電話番号 31-3581
		こやまにしちくこうみんかん 湖山西地区公民館
	はらだとくえ 原田徳恵	でんわばんごう 電話番号 59-0585
		とつとりけんりつはくとようごがっこう 鳥取県立白兎養護学校
たくじょうまどぐち その他苦情窓口	<p>しゃかいふくしほうじんとつとりふくしかい ・社会福祉法人鳥取福祉会 本部事務局</p> <p>でんわばんごう ・電話番号 51-7272</p> <p>しゃかいふくしほうじんとつとりけんしやかいふくしきょうぎかい ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>とつとりけんふくし うんえいてきせいかいいんかい 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会</p> <p>でんわばんごう ・電話番号 59-6335</p>	

#### 14. 虐待防止への対応

ぎやくたい ぼうし ししん せいび たいさく けんどう いいんかい ていきてき かいさい  
虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、

けっか しょくいん しゅうちてってい ぎやくたい ぼうし けんしゅう  
その結果について職員に周知徹底します。また、虐待の防止のための研修

ていきてき じっし ぎやくたい ぼうし たんとうしゃ せんてい  
を定期的に実施します。また、虐待の防止のための担当者を選定します。

とうじぎょうしょぎやくたい 当事業所虐待	ぎやくたいそうだんうけつけたんとうしゃ ふくだまさみ なかむらあきこ ・虐待相談受付担当者 福田昌美・中村亜希子
りようそだんまどぐち ご利用相談窓口	りようじかん 8:30~17:15 でんわばんごう ・ご利用時間 ・電話番号 0857-28-5741

#### 15. 身体拘束等の適正化

え ぱあい のぞ しんたいこうそく おこな え じょうきょう  
やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ない状況が

はっせい ぱあい たいようおよ じかん りようしゃ しんしん じょうきょうなら りゆう  
発生した場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由に

きろく  
について記録します。

## 16. 協力医療機関

医療機関の名称	尾崎病院			
所 在 地	鳥取県鳥取市湖山町北2丁目555			
電 話 番 号	(0857) 28-6616			
診 療 科	内科 脳神經外科	外科 糖尿病内科	整形外科 皮膚科	入院設備備

## 17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、避難確保計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、避難確保計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ警報器
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

## 18. 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続

計画を策定し、従業者に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更

を行います。

とうじぎょうしょ りよう さい りゅうい じこう  
19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

しょう しゃいがい もの こよう 障がい者以外の者の雇用	せいさんかいつどう さぎょういん しょうがいしやいがい もの 生産活動における作業員として障害者以外の者の こよう ばあい 雇用をする場合があります。
せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご りよう はん りよう はそん 利用ください。これに反したご利用により破損が しょう ばあい ぱいしきょう 生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫 煙	ぜんかんきんえん おくがい きつえんじょ 全館禁煙です。屋外に喫煙所があります。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただき ます。じこ かんり りようしゃ 自己管理のできない利用者につきましては きちょうひん しせつ もの こ ねが 貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう た りようしゃ たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対 するしゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりょ する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮く ださい。

していしょがいしやふくし しゅうろうけいぞくしえん ひいがた ていきょうおよ りよう かいし さい  
指定障害者福祉サービス就労継続支援（B型）の提供及び利用の開始に際

ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな けつか つぎ どうい  
し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました結果、次のとおり同意をいた

ほんしょめん こうふ  
だきましたので本書面を交付しました。

れいわ ねん がつ ひ  
令和 年 月 日

じぎょうしょめい えんたきのうがたじぎょうしょ  
事業所名：うぶみ苑多機能型事業所

しょく めい  
職 名：

し めい いん  
氏 名：印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしや していしょうがいふくし しゅうろうけいぞくしえん  
私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援

びいがた ていきょうおよ りよう じゅうようじこう せつめい う どうい  
(B型) の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

れいわ ねん つき ひ  
令和 年 月 日

【利用者】

じゅう しょ  
住 所：

し めい いん  
氏 名：印

〔  
※代筆理由  
〕

れいわ ねん つき ひ  
令和 年 月 日

【連帯保証人】

じゅう しょ  
住 所：

し めい いん  
氏 名：印

つづき がら  
続 柄：